

蕨都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路3・5・10 蕨駅前通り西口線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・10	蕨駅前通り西口線	蕨市中央1丁目	蕨市中央1丁目	蕨市中央1丁目	約70m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差2箇所	

2. 都市計画道路3・5・19 錦町前谷線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・5・19	錦町前谷線	蕨市錦町1丁目	蕨市錦町1丁目	蕨市錦町1丁目	約320m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化や制度改正を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・5・10 蕨駅前通り西口線については、一部区間を廃止することとしました。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」（平成24年12月）に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、新たに蕨市決定として定めます。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、蕨都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 蕨都市計画における位置等

蕨都市計画区域に含まれる土地の区域は、蕨市の行政区域の全域で、都心から約 20km 圏にあり、埼玉県の南部に位置しています。

II. 変更の必要性

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・5・10 蕨駅前通り西口線については、一部区間を廃止することとしました。これにより、起点側を 3・4・10 蕨駅前通り西口線とし、終点側を 3・5・19 錦町前谷線として追加します。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」（平成 24 年 12 月）に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、新たに蕨市決定として定めます。

【変更理由】

本路線の未整備区間の一部を含む中央第一地区において、本路線の整備を前提とした土地区画整理事業が廃止され、新たなまちづくりプランにおいて、既存の都市インフラを活用したまちづくりを進めることとしています。

また、本路線は、戸田市方面から蕨駅へのアクセス機能を担っていますが、同じ機能を持つ一般県道蕨停車場線の整備が完了し、交通機能は分散されています。さらに、JR 埼京線の開通により、戸田市からの蕨駅（JR 京浜東北線）利用者が減少したため、本路線の交通需要は低下しております。

これらを踏まえ、必要性、構造の適正さを再検証した結果、一部区間の廃止を行うものです。

III. 変更の内容

名称	幅員	車線数	延長	内容
3・4・10 蕨駅前通り西口線	20m	2 車線	約 70m	・ 一部区間の廃止（名称、幅員、延長の変更） ・ 駅前広場の分離
3・5・19 錦町前谷線	12m	2 車線	約 320m	・ 追加

IV. 関連する都市計画

- ・ 道路（蕨市決定）
- ・ 用途地域（蕨市決定）
- ・ 地区計画（蕨市決定）